

9 月、10 月は「行政相談月間」です！

高槻・島本総合相談

令和 8 年 10 月 6 日(火)

相談
無料

午後 1 時～4 時

—専門の相談員がご相談に応じます—
国・地方などの行政相談、日常生活に関わりの深い
相談のコーナーを集めたワンストップサービスの
「総合相談」を開設します。



ところ	高槻市総合センター 1 階生涯学習センター 展示ホール
相談内容	行政相談、市政・町政相談、法律相談、税務相談、司法書士相談、 測量・建築相談、不動産相談、年金・社会保険相談、人権相談、 公正証書相談、心配ごと相談、民事・家事調停手続相談（12 階相談コ ーナーで開設）
予約方法	法律相談、税務相談、司法書士相談は予約制（1 組 30 分以内） 予 約 先：高槻市市民生活相談課 電話番号：072-674-7130 予約開始：令和 8 年 9 月 25 日（金） 午前 8 時 45 分から電話・高槻市役所ホームページで受付 定員が埋まり次第受付を終了します 上記相談以外は当日 12 時 30 分から会場で先着順受付 （高槻市役所 ホームページ）

共催：総務省近畿管区行政評価局・高槻市・島本町・行政相談委員

「高槻・島本総合相談」では、
多数の専門家が一堂に集まります。

秘密厳守、無料で、
いろいろなことをまとめて相談できます。



例えば、こんなお悩みや
聞きたいこと、ありませんか・・・

- ☐ 自宅が亡くなった親名義のままになっている。相続登記の方法と相続税について教えて！
- ☐ 新しく買った土地。夫婦の共有名義にできるの？手続はどうするの？
- ☐ ローンで家を購入する予定。還付される税金の手続はどうするの？
- ☐ 就職した会社がブラック企業だった。どのように対応すればよいか？
- ☐ 年金の裁定請求手続について教えてほしい！
- ☐ 遺言書、遺産分割協議書の作成方法について教えてほしい！
- ☐ 登記簿の面積と実際の面積が違っているようだが、どうすればよいか。
- ☐ 隣接する家屋との境界線が誤っていると思うが、どう対処したらよいか教えてほしい。
- ☐ 親の判断能力が衰えてきた際に、お金の管理ができるかどうか心配。どうしたらよいか？
- ☐ 不動産業者に支払う仲介手数料や契約の際の注意点について教えてほしい！
- ☐ 借金や家庭の問題で困っている。どう対処したらよいか教えてほしい！
- ☐ 近隣トラブルや金銭貸借のトラブルを解決するのに、調停制度が利用できるの？

その他、日頃の生活の中で困ったこと、聞きたいことを相談できます。

お問合せ先： 近畿管区行政評価局行政相談課 （電話０６－６９４１－８３５８）
高槻市市民生活相談課 （電話０７２－６７４－７１３０）
島本町立人権文化センター （電話０７５－９６２－４４０２）